

一般財団法人神戸住環境整備公社 工事請負事後審査型制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

- 第1条** この要領は、公社が締結する工事請負契約について、入札参加資格の審査を開札後に行う制限付一般競争入札（以下「事後審査型」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に定めがない事項については、一般財団法人神戸住環境整備公社契約規程（以下「契約規程」という。）及び関係法令その他の別に定めるものの規定による。

(定義)

- 第2条** この要領において「制限付一般競争入札」とは、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第3条の2第1項の規定の資格を有する者につき、資格を定めて行う一般競争入札をいう。
- 2 この要領において「電子入札」とは、神戸住環境整備公社電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の機能を使用して実施する入札手続をいう。
- 3 この要領において「紙入札」とは、電子入札以外の入札手続をいう。
- 4 この要領において「地元業者」とは、本店を神戸市内に有する者をいい、「準地元業者」とは、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を神戸市内に有する者をいう。
- 5 この要領において「書」「書類」「調書」「届」「函書」とは、それらに記載すべき又は記載されている事項の電磁的記録を含む。

(対象工事)

- 第3条** 事後審査型の実施対象とする工事は、予定価格が1千万円以上特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により総務大臣が定める額未満の対象工事のうち、工事内容や設定した入札参加資格から事後審査型を採用することが適当と認められる工事とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、競争性を確保するために必要と判断する場合等については、事後審査型によることができる。

(入札参加資格の設定)

- 第4条** 入札参加資格は、個別案件ごとに次の各号に掲げる事項のうちから設定するものとする。
- (1) 入札に参加する者の形態
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による建設業の許可の種類及び区分
 - (3) 神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（平成20年3月17日行財政局長決定）による等級又は総合点数
 - (4) 建設業法第27条の23第1項による経営事項審査の結果の点数
 - (5) 工事の施工実績
 - (6) 入札に参加する者の事業所の所在地
 - (7) その他必要な事項
- 2 前項第6号に規定する入札に参加する者の事業所の所在地の設定にあたっては、地元中小業者の育成の観点から、工事内容の許す限り地元業者を優先するものとし、地元業者で競争性が確保できないとき等は準地元業者を加えた入札参加資格を設定し、地元業者及び準地元業者で競争性が確保できないとき等は、当該入札参加資格は設定しないものとする。

(公表及び入札手続)

- 第5条** 事後審査型の手続は、原則として電子入札により行うものとする。
- 2 事後審査型の具体的な手続は、関係法令その他の別に定めるもののほか、入札公表兼入札説明書及び入札説明書共通事項の規定に従って行う。
- 3 事後審査型による場合の入札公表兼入札説明書は、個別案件ごとに定めるべき事項を示すものとし、別添2-1の標準入札公表兼入札説明書例にならって作成する。
- 4 事後審査型による場合の入札説明書共通事項は、すべての案件に共通する事項を示すものとし、様式第1号のとおりとする。
- 5 入札説明書共通事項と相違する手続により入札を行う場合は、当該入札に係る入札公表兼入札説明書においてその事項を示すものとする。

- 6 入札公表兼入札説明書及び入札説明書共通事項の公表は、原則として公社入札情報システム（<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）の入札予定に掲載する。
- 7 入札手続において必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-------|
| (1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申込書 | 様式第2号 |
| (2) 資本関係・人的関係調書 | 様式第3号 |
| (3) 神戸住環境整備公社契約等からの暴力団関係者排除、
労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用) | 様式第4号 |
| (4) 施工実績調書 | 様式第5号 |
| (5) 配置予定技術者届 | 様式第6号 |
| (6) 質疑回答書 | 様式第7号 |
| (7) 入札参加資格審査結果通知書 | 様式第8号 |
| (8) 工期通知書 | 様式第9号 |

(落札候補者の決定)

第6条 契約規程第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、契約規程第10条に規定する最低制限価格又は低入札価格調査手続要綱（平成19年4月1日）第5条に規定する失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札を保留する。

- 2 予定価格事後公表の場合において、落札候補者となるべき者がいない場合は、当初の入札において予定価格を超過した価格をもって入札した者のみを対象として再入札を行う。
- 3 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選又はくじにより落札候補者を決定する。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定)

第7条 落札候補者について、入札参加資格の審査のために提出された書類（以下「提出書類」という。）等に基づいて、入札参加資格の審査を行う。

- 2 前項の審査において、入札参加資格の審査のために特に必要があると認めるときは、落札候補者に対して提出書類の内容の確認や追加書類の提出の指示等の必要な措置を講ずることができる。
- 3 審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としなないことがある。
- 4 審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格がないと認めたときは、その者のした入札を無効とし、その者に対し、入札参加資格がないと認めた旨を理由を付して通知する。ただし、定められた期日までにその者から技術者の配置が不能となった旨の届け出があった場合は、通知しない。
- 5 第2項に規定する提出書類の内容の確認や追加書類の提出の指示等の必要な措置を講じた場合において、当該落札候補者が正当な理由なくこれらの確認や指示等に応じないときは、その者を入札参加資格がないものとし、その者がした入札を無効とし、その者に対して入札参加資格がないとした旨を理由を付して通知する。
- 6 前2項の場合においては、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査を行い、以後、落札者が決定するまで同様の手続により審査を行う。

第8条 前条に規定する入札参加資格の審査及び落札者の決定は、前条第3項ただし書きに規定する低入札価格調査の場合等を除き、原則として開札の日から3日以内(公社の休日を除く。)に行うものとする。

(入札結果の公表)

第9条 入札の結果については、入札参加資格の有無にかかわらず、全ての入札者について公表する。

(施行細目)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。